

建設機械等賃料算定要領

制定:平成22年12月27日土技第1009号(平成23年 4月1日適用)
一部改定:平成28年 6月27日土技第1040号(平成28年 7月1日適用)

1. 適用

この要領は、「建設機械等賃料積算基準」(平成8年3月13日建設省経機発第26号)に基づき、建設機械等賃料の算定について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 決定方法

建設機械等賃料は、「建設物価」及び「積算資料」(以下、「物価資料」という)により決定するものとし、実勢価格を反映するものとする。

3. 適用時期

適用時期については、設計時期の月(予算執行伺の決済月)により採用する。

4月から6月までは、物価資料の4月号を適用する。

7月から9月までは、物価資料の7月号を適用する。

10月から12月までは、物価資料の10月号を適用する。

1月から3月までは、物価資料の1月号を適用する。

4. 算定方法

物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。平均値は「沖縄県土木建築部における資材価格の決定要領(制定:平成18年11月6日土技第523号) 2 資材単価の決定方法(2) ア」に準ずる。

5. 建設機械賃料の条件

(1) トラッククレーン、ラフテレーンクレーン

- ① オペレータ費用、燃料費、油脂費を含む。
- ② 運搬費、回送費、組立・解体費は含まない。

(2) クローラクレーン

- ① オペレータ費用、燃料費、油脂費は含まない。
- ② 燃料費、油脂費は含まない。
- ③ 運搬費、回送費、組立・運搬費は含まない。

(3) その他機械

- ① オペレータ費用、燃料費、油脂費は含まない。
- ② 運搬費、回送費、組立・解体費は含まない。

(4) 長期補正(長期契約の割引率)

- ① クレーン類(クローラクレーンを除く) ……20%
- ② その他の機械 ……35%

※ 積算システムに登録している賃料単価は、長期補正を行った価格である。